

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和5年2月8日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：山中委員長他

<質疑応答>

○司会 それでは定刻になりましたので、ただいまから2月8日の原子力規制委員会定例会見を始めます。皆様からの質問をお受けします。

いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いします。

質問のある方は手を挙げてください。

エンドウさん。

○記者 共同通信のエンドウです。

今日の議案1についてお伺いします。

今日、概要案について、パブコメを踏まえて了承するかどうかという話し合いの中で、石渡委員が反対の立場を明確にされました。内容は、改正案運転期間を法律から落とすことになるので、安全側への改編とはいえないというふうに強調されています。まず、このことについての受け止めをお願いします。

○山中委員長 委員会で、反対の意見が出ることそのものは、本当にいろいろ議論を尽くすという意味ではよかったかなというふうに思いますし、誤解があったまま、何か最終案を決めてしまうということには、私も違和感を感じますし、来週も議論をさせていただきたいなというふうに思っています。

ただ、石渡先生が誤解をされている部分もあるかなというふうなところもございますので、その部分についてはもう少し議論をしてみたいなというふうに思っています。

具体的にお話をすると、1点は、資源エネルギー庁が提案している運転期間について、40、60というのがそのままであれば、炉規法を変えなくてもいいんじゃないかという、そういうお考え、その点と、もう1点、安全という言葉が使われましたけども、原子力発電所の経年劣化が進むということと、安全規制をかけてその安全に対するその基準が満たされているかどうかについての判断ということについてのお考えについては、もう少し私は議論する必要があるかなというふうに思います。

これは、杉山委員も一部触れられたところかと思えますけれども。

○記者 これは、議論するというのは来週、一方では来週ですね。今回のその概要案と、あとその法案について、一緒に議論するということが示されています。その間に何かこう、山中委員長は時間を欲しい、1週間の時間をおいてという判断をされましたけども、まずその時間をおいての間にどんな対応をされるのかについてお伺いしたい。

○山中委員長 私自身、これまでもそうなのですが、個別に委員に何か私が御説明するということは、これまでもしておりませんでしたので、これからも多分それは、するつもりはありませんし、御説明するかもしれませんが、説得をするということは一切私するつもりはございませんし、来週、委員会の場で議論をするということに尽きるかなというふうに思っています。

委員の間で意見が異なるのは、そんなにいけないことだとは思っていませんし、議論することは委員会にとって好ましいことだというふうに思っていますので、はい。

○記者 たらればで恐縮なのですが、来週ですね、その議論をして、それでも反対だった場合っていうのは、これどのような形で、どう進めていくお考えなんでしょうか。

○山中委員長 まだどういうふうな形で、委員長としてどういうふうな判断をするかということについては決めてません。できれば、議論を尽くして、正論を得たいなというふうに思っています。

○記者 今日はいくまでも一致を目指すだけで、それで仮に石渡委員の意見が異なった場合はどうされるんですか。

○山中委員長 私はこれまで、多数決一度も取ったことがないので、できれば今日もできるだけ議論を尽くしたいということで、時間的余裕があるのであれば、正論を得たいということで、そういうふうにさせていただきましたし、来週もそのつもりで臨みたいというふうに思っています。まだ議論が足りてない部分があるかなというふうに思っていますので。

○記者 まだ議論が足りない部分というのは、先ほどおっしゃった、エネ庁との兼ね合いの関係のところだけですか。

○山中委員長 いわゆる劣化についての考え方と、安全規制に対する考え方については2点目として、委員の間で議論すべきところではないかなというふうに思っています。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 他に御質問いかがでしょうか。

マサノさん。

○記者 フリーランス、マサノです。ありがとうございます。

パブコメ2000件近く出ていたということで、委員長は全部読まれましたでしょうか。

○山中委員長 一通り読みました。

○記者 その中で、今回、運転期間に関する事前調整が規制庁と経産省の間でやられていたということで、その独立性を揺るがす根本的な原因か問題だと、その責任をとってまずは規制庁長官が辞任すべきだという意見が出ていました。委員長自身も辞任すべきだという意見も出ていました。委員5人が辞任すべきだという意見も出ていました。それぞれについて、委員長どのように思われたでしょうか。

○山中委員長 運転期間について私どもと、資源エネルギー庁が事前調整したということ

は一切ございません。安全規制については、我々独自で考えておりますし、法案の形式については、方針を伺ったというふうには聞いておりますけれども、事前に何か調整をしたり、運転期間についてどうだということについて、何か意見調整をしたということは聞いておりませんし、そのようなことはございません。委員も少なくともそれに関わったということもございませんし、私もそれについて何か関与したという、そういうことはございません。

○記者 引き続き今日の議題1ですけれども、やはり意見に対しての回答の中で、国会でどのような審議があったかということが問題になりました。

金城課長がわざわざ読み上げたものは、政治的な意見というような判断だったということを2度繰り返されましたけれども、実際には、例えば環境委員会、12年6月5日、以前も言ったと思いますけれども、例えば計画認可の申請書に40年という耐久年数が書かれているということとか、あるいは参議院の環境委員会でも、加藤修一さんという、この方博士号を持ってらっしゃる科学者ですけれども、この方からの質問の中で、配管が延長は120キロあるとか、配管の数が5万キロあると、そういったもので応力腐食の関係で30年などというので、中性子脆化だと40年だということで、科学的、技術的な知見に基づいてやっている部分が相当あるという意見が出ています。審議がなされていました。国会で審議が。それはなぜ、今日例示として出なかったのかということをお課長にも伺いたいですし、そういった国会審議という基本的な立法政策の問題であるのことに、なぜこれまできちんとした審議が、原子炉規制委員会の中でなされてこなかったのか、なぜかとお考えになるかというのは、委員長にお伺いしたいと思います。

まず課長お願いします。

○司会 まず、委員長のほうからお答えさせていただきます。

○山中委員長 よろしいですか。私からまずお答えをさせていただきます。

国会で様々な議論がされたということは、それぞれの委員がそれぞれきちんと理解をしていることだと思いますし、一番その議論になったのは、今日私も発言をさせていただきましたけれども、耐用年数とか、あるいは、書類上は例えば想定年数という言葉が使われているかと思うんですけれども、そういうものが、寿命と誤解をされて使われるということがあるということを、我々は認識しないといけませんし、それが設計当初のある条件であるということに関しては、あくまでも技術的な議論から出てきたものであるとは思いますが、40年というのは、必ずしもそれだけで決まっているわけではないので、そういうことは、国会の審議できちんと見ていただければわかると思いますし、そのような耐用年数という年数を用いて、40年ということを提案されている方もおられれば、必ずしもそこを過ぎたらすぐ危険になるというものではないというようなご発言をされている方もおられます。

政治的なものであるというご発言もありますし、様々な議論がされたということは、今日、環境委員会等々の資料をつぶさに見ていただければ御理解いただけるかなという

ふうに思います。何か追加あれば。

○金城原子力規制企画課長 はい、私のほう、企画課の金城ですけど。

私のほうで、後半委員会で簡単に口頭で説明したのは、議題1というか最初のほうで、私や次長のほうから、説明のあったものを、ある意味つなげる形で、こことここでそういう議論ありましたよっていう形で、選択肢としてはしました。

あとそういった意味では、今日うちの西崎のほうからも説明あったように、国民に示すときには、そうやって選択的にはやらないほうがいいと思いますので、別紙1のほうには、議事録全部をちゃんと引けるようになってますので、興味のある方には、ちゃんと参照していただけるような資料にしたつもりでございます。以上です。

○記者 ありがとうございます。

もう一つ質問させてください。本日、高浜4号機の自動の緊急停止の件も出てきたと思いますけれども、それに絡んでなのですけれども、この4号機は、昨年11月25日に、高経年化の評価、現行の評価をクリアしたということで、延長申請をするということを発表しています。

わずか2ヶ月で緊急停止に陥ったということは、今までの高経年化の評価が、特別点検劣化状況評価、そして施設管理方針というのが駄目だったということにもなると思うのですが、この精度が、点検の精度がずさんだったのか、それとも点検そのものがずさんだったのか、どのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 今回の緊急停止そのものの原因というのはまだわかりませんので、必ずしもその高経年化と直接何か関係するような事象であったのかということは、現時点で断言できませんし、不明です。

今現在、事業者がきちんと調べているところだと思いますけれども、少なくとも制御棒の制御回路に問題があったのではないかとこのところ、そこを集中的に調べていると、高経年化と直接何か結びつけて議論ができるような状態ではないと思います。

○記者 そうすると、今日石渡委員が反対されたものは、いわゆるセットで、原子炉等規制法の運転期間がなくなるのと代わりに、安全規制の概要ということで発表されていると思うんですけども、これに反対ということなのですが、もしもう高経年化評価がずさんだったために、緊急停止したということの可能性がまだ残っているわけですから、その場合はきちんと今の高経年化制度の検証がなされなければ、そのままそれにちょっと毛を生やした状態の制度で法制化するということはまずいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○山中委員長 今回の事象が、直接その高経年化評価等と関係しているかどうかというのは、まだ不明ですので、それが明らかになった時点でお答えしたいと思います。

○記者 しかし、それが2ヶ月前にクリアしたばかりなのについていうところがポイントだと。

○山中委員長 まだ申請クリアしているとは理解してませんので。

○記者 いや、クリアしたから延長申請をしますという発表を11月に関西電力が行っていますので。

○山中委員長 委員会が認可を許可したわけではないので。

○記者 以上です。

○司会 事務方から補足させていただきます。

○金城原子力規制企画課長 事務方のほうから補足しますと、今、高経年化と、高浜の事故のラインをおっしゃってるかと思いますが、今まだ事業者のほうで調べ中でありまして、高経年化といったところは、ある意味特定のところを、中性子脆化とか、そういったところで見えてきてますけれども。

一方で、通常でやってる保全とか、保守管理といったものがございまして、多分今私が聞いている範囲では、むしろそちらのほうの関係でしっかりと原因究明をといったことだと思いますので、先ほど委員長がおっしゃったとおりですけれども、まずは事業者のほうの、ちゃんと原因究明をさせるほうが大切かなというふうに考えてございます。

○記者 そうしたら、すいません。高浜原発に関しての関西電力の発表を見ると、劣化状況評価ということで、昨年11月17日までにやったものの中に、対象機器として4200機器点検しているとなっています。この中に、燃料棒制御装置が含まれるかどうか、後ほどでいいので教えてください。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。ヨシダさん。

○記者 毎日新聞のヨシダです。よろしく申し上げます。

私も議題1についてなのですが、先ほどちょっと共同さんのところでもあって、ちょっと一つ何かもう一つ聞きたい意見のところ、いわゆるその審査に時間がかかったところほど、長く運転できるって、まさに石渡委員なんかは、地震津波で、そこに対する何か御懸念を持ってらっしゃるんだと思うのですが、そういったものほど長く運転できる、その二律背反についてのという意見に対しての委員長の見解も伺えますでしょうか。

○山中委員長 そういった御意見もお話になってたかと思います。審査が伸びれば、当然それを停止期間というふうにみなして延長させるということであれば、高経年化した原子炉が動くことにならないかというそういう御懸念だったかと思いますが、当然その運転が止まっている間の劣化というの進みます。

したがって、劣化という意味では、石渡先生の御懸念は当たるかと思いますが、当然劣化については、ある基準を満たしていなければ、運転を認めることにはなりませんので、きちんとそういう意味で安全規制を高経年化した原子炉に対してかけるということ、石渡先生にも御理解をいただいた上で、その審査が伸びることについては、きちんと審査をしていただくということで、何ら問題はないと思いますので、

その止まってる期間をどう考えるかということ、あるいは止まった原子炉の高経年化評価についてどういうふうに考えるかということ、劣化は当然進みます。

だから危険だということには、私はならないと思いますので、そういう基準の考え方、あるいは劣化評価の考え方を、もう少し石渡先生と議論をしてみたいなというふうに思っています。

○記者 そういった意味でいうと、今回のそのパブコメにかけた規制案は、あくまで骨子は概要的なもので、法案だけで、いわゆるその実際に60年超の運転の詳細な検査制度というものはまだ見えていないっていう中で、それで先にそっちを決めてしまうということでは何か時期尚早ではないかなというふうに思うんですけど、その辺についてはどうでしょうか。

○山中委員長 基本的な検査項目は、これまで高経年化技術評価ですとか、あるいは運転延長で60年まで評価したっていう、そのような項目が基本になると思います。

プラスアルファ特別点検ですとか、あるいは設計の古さ等も考慮したそういう項目を付け加えるという、新たな項目はもちろん60年目あるいはそれ以上になると付け加えるかもわかりませんし、それは基本は今までの項目がまずベースにあってということかと思えます。

少なくとも、新しい劣化モードが今のところ出てきてませんので、まずはそこできちんと50年目までは評価できるかなというふうに思っています。

○記者 今回、60年超の運転延長というのを政府が言ってる中で、今回、これまで規制委が示しているのは、60年までのところはある程度こう見えてきてるんですが、60年超についてはこれからの議論で、そこが理解が、国民とかの理解が得られない点じゃないかなと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○山中委員長 おそらくそこも、石渡先生に御理解をいただかないといけないところかと思えますけれども、少なくとも資源エネルギー庁が今提案している運転延長の期間というのは、運転している期間は60年プラス止まってる期間ですから、止まってる期間の劣化が加わるという、そういう状態であるということ、やはり石渡先生にも御理解をいただかないといけないかなというふうに思っています。

○記者 あと今回なのですけど、1700件超の意見があって、多くが反対意見だということ、先ほど石渡先生の見解が誤解というふうに表現されてましたけれども、やはりその委員の間でさえ誤解がある中で、国民に対しても理解が進んでいないんじゃないかなと、そういった意味ではどのように、このタイミングで決定をするということに対しては、どのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 今後丁寧に説明をしていく必要があるかと思えますし、委員の間でもきちんと議論をしていきたいというふうに思っています。

○記者 それは大体、この1週間程度で大丈夫だという認識でしょうか。

○山中委員長 今日お話ししたその2点あるいはプラスアルファの3点っていうのは、あく

までも技術的なお話になろうかと思いますので、少なくとも御理解を得られるかなというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ヤマノさん。

○記者 すみません。朝日新聞のヤマノと申します。

先ほどのお話で、いわゆる2016件の意見の大半が反対意見だったというようなことで、この反対意見が多かったこと自体についてはどのように受け止めていらっしゃいますでしょうか。

○山中委員長 やはり、2年前の7月の原子力規制委員会の見解というのが、やはり十分理解をしていただけていない可能性もあるなというふうには感じました。

運転期間については、政策的に御判断いただくことであって、原子力規制委員会が何か意見を申すべきことではないということについての理解、その部分と、高経年化した原子炉の安全規制については厳正に我々やっていきますというその2点について御理解が得られてなかったのかなという感じは持ちました。

○記者 その点について、この国民の皆様への今後の対話というか説明というか、そういった点はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○山中委員長 今後、さらにこれ成案がどういうふうな形で得られるかというのは、これ、来週以降の議論になろうかと思えますけれども、少なくとも成案が得られて、今の考え方が前に進むのであれば、もう少しその技術的なところの議論というのが進んでいくかと思えますので、その点について丁寧に説明をしていきたいなというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他に御質問いかがでしょうか。マツオさん。

○記者 読売新聞のマツオと申します。

私も議題1についてお伺いをさせていただきます。本日、概要案については、一旦採決を取って、3対1で賛成が多いという結果になって、改めたというふうに見ております。ただ、改めて委員長が1週間先送りにされた理由と、何でそういうふうにお考えになったのかという部分について、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○山中委員長 少なくとも私、一度も多数決を今まで取ったことはございません。

やはり重要な案について、もし意見が割れる場合には、議論をできる限り尽くしたいなというふうに思っておりますので、1週間延ばさせていただきました。委員会の場でも議論を当然することになろうかと思えます。

○記者 先ほどの共同さんの御質問にもありましたけれども、委員長のお考えとしては、できる限りその一致を目指してらっしゃるということになりますか。

○山中委員長 そのとおりです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他にいかがでしょうか。はい、オノザワさん。

○記者 東京新聞のオノザワです。

私も議題1についてなのですが、石渡委員の御意見からすると、やはりそもそもこの見直してということが無理筋なのではないかっていう印象を私も受けたんですけども、その点についてはどういうふうに思われますか。

○山中委員長 先ほどからお話をさせていただいておりますように、運転期間そのものに対して、どのようなお考えを持たれているかという点については、やはりもう少し説明をさせていただく、あるいは議論をさせていただく必要があるかなというふうに思ってますし、また時間がたった、高経年化した原子炉の劣化ということは当然進んでいきますけれども、それに対する安全規制についての考え方というのを、丁寧に議論をしていきたいなというふうに思っています。

○記者 その関連で、パブコメの意見の中でも、40年、60年っていう縛りは、福島第一原発事故の反省と教訓で、政治的な判断かもしれませんが、それで事故後に規定されたということで、これは安全規制なんだっていうふうな御意見があって、それを規制委員会が自ら手放すってのはどうなのかっていう意見もあったんですけど、この点についてお考えを教えてください。

○山中委員長 運転延長の認可制度、40年、60年という制度については、少なくとも様々な議論がなされて制定されたということは理解しております。

極めて重要な案件であるということは理解しておりますけれども、我々が何をきちんと遂行していくべきかということについて、これまでかなり長い間議論をさせていただいて、少なくとも審査の経験も積ませていただいて、この10年間で得た結論というのは2年前の令和2年7月の結論であったというところでございます。

つまり、高経年化した原子炉の安全規制については我々、きちんと責任を持って果たさないといけませんけれども、運転期間については、これは政策的な判断で御判断なされるべきことであって、原子力規制委員会が何か、何年ということを見解として述べるべき事柄ではないという結論を得ましたので、それに伴って我々は行動しているわけでございます。

つまり、高経年化した原子力発電所の安全規制について、我々は厳正に行えるような枠組みづくりをまず行っているということが今の取組でございます。

○記者 つまり委員長は、40年、60年の規定というのは規制ではないというふうに思われているのですか。

○山中委員長 前委員長も御発言になっておりましたけれども、我々規制委員会にとってはその40年、60年というのはあくまでもタイミングであるという、そういう認識でござ

います。安全規制ではないという、そういう認識でございます。

○司会 ほかに御質問はありますか。

はい、タシマさん。

○記者 共同通信のタシマです。

私も議題1のことについてお伺いしたいんですけども、議論を来週も継続するということだったんですけども、今日何でしょう、採決で四人、委員長を含めた四人が賛成で石渡委員が一人反対ということで、1週間かけてもその、何でしょう、議論を尽くしてもその体制が変わらなければまた採決という形になるのでしょうか。それとも、また議論を改めてするという形になるのでしょうか。

○山中委員長 それについてはまだ何ら考えがあるわけではございませんし、まずはきちんと技術的な議論をさせていただきたいというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

タカダさん、すみません、2列目の方、お願いします。

○記者 NHKのヨシダと申します。

議題1の関連で、委員長、最初におっしゃいました石渡委員の反対意見なのですが、石渡委員がまだ誤解されている部分があるのではないかとこのところについて、委員長としてどういったところについてのどういう誤解と理解されているか、それは委員長の考えからするとどういうふうに、何ていうか、説明できると思われるか、改めてちょっと御説明いただければと思います。

○山中委員長 これは私自身が何か説得をするというよりは、皆さんで議論をして、委員会で成案が得られればなというふうに思っています。

まず1点が、資源エネルギー庁が提案されている運転期間というものについてどう判断をするかというところ、これは我々が見解を述べるわけではなくて、これまでの規制そのまま、炉規法そのままでもいいかどうかというところがまず1点目。

それともう一点が、いわゆる運転期間を我々の規定から外す、タイミングとして外すということ自身がいろいろ安全上問題であるということについてはきちんと議論をすべきことかなというふうに思っています。劣化は当然、高経年化が進めば劣化は進んでいきますけれども、それがいわゆる安全上どういうふうに規制をされるのかということについては石渡委員ときちんと議論をすべきところかなと、非常に大事なところだと思っています。

○記者 確認ですけど、1点目のお話でいくと、多分エネ庁のその運転期間に対する考え方に対する見方ということかなと思うので、あまり誤解というか捉え方の違いみたいなどころもあるかなと思うんですけど、まさに後半のところの炉規法から削除するというこ

とをどう捉えるかということに関しては、ちょっと認識をしっかりと委員としても統一したほうが良いという、そういうことでしょうか。

○山中委員長 そういうことも当然ございます。当然、60年で止まるものではないので、資源エネルギー庁の考えによれば、止まっている期間は加えるということでもありますので、60年を超えた期間、当然その止まっている期間がそこに加わるということですので、そういう評価を我々はしていかないとはいけません。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。

はい、ヤマダさん。

○記者 新潟日報のヤマダです。

今の質問に関連してなのですが、2点誤解と思われるところがあって、一つは受け取り方の違いではないかというような指摘が今ありました。私もちょっとそのように聞こえていて、委員長は、ここには意見の対立ではなくて一部委員の事実誤認によるものというふうにおっしゃっているような、それこそ受け取り方をこちらはしてしまうんですけれども、そういう理解でよろしいのですか。

○山中委員長 その石渡委員が誤解されて技術的に誤認をされているという、もしそういうふうを受け止められると、それは本当にそれぞれの委員のいわゆる見解ですので、あくまでも私の推測、技術的にきちんと委員会の場で議論をするべき事柄だと私は思っています。誤認であるというのは、技術的に誤解されているのではないかというのは私の推測ですので、あくまでも推測です。

○記者 誤解だと思っているということで、では、よろしいですね。

○山中委員長 私はその技術的に誤解をされている部分があるのではないかなと推測しています。

○黒川総務課長 ちょっと正確に、誤解もあるとおっしゃったと思います。誤解が、ではなくて、誤解もあるとさっきおっしゃったと思いますので、誤解の部分もあろうと思うということをおっしゃったのだと思います。

○記者 分かりました。

○山中委員長 すみません、そのとおりです。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

ササキさん。

○記者 朝日新聞のササキと申します。よろしくお願ひいたします。

まず1点、今日、多数決で議決しなかった理由について、一度も多数決はしたことがなくてということで、委員会の中でも多数決は好きではないというお話がありましたけれども、この高経年化の新制度って大事なものだからこそしなかったということなのか、それとも今後も基本的には委員長の下では多数決というのは取らずに全会一致を目指

していく方針ということなのでしょうか。

○山中委員長 できる限り委員会の場で率直な議論をしたいということが基本적으로ございますので、多数決はできるだけ避けたいというふうに思っています。

○記者 分かりました。

あと、先ほど、反対意見が出ること自体は悪いことではないというような御発言があったかと思うんですけれども、ただ一方で、この高経年化についてはかなり長い時間をかけてこれまで議論をしてきたところかと思えます。それにもかかわらず、認識の違いなのか誤解なのか分かりませんが、この大詰めの時期に反対意見が出たということについて、何かこれまでのその委員会の進め方でもう少し確認をしっかりと取ったほうがよかったのではないかと、何かこれまでの委員会の進め方で反省というか、もう少しこうすべきだったのではというような、考えてらっしゃることって何かありますでしょうか。

○山中委員長 この高経年化に関する様々な議論というのは、今年の夏からかなり時間をかけて議論をさせていただきました。ただ、委員それぞれ迷われているところも当然あるかと思えますし、様々な御意見もあろうかと思えますので、当然その時期、時期で御判断が変わるということもあり得るかなとも思えますし、必ずしもその反対側の意見が出たということについて、何か足りないところがあったというふうには思っておりません。

○記者 分かりました。

もう一点お伺いしたいんですけど、やはり今、石渡委員の発言について、山中委員長が見解を述べられるということで誤解があったのではないかとということもありました。やはり我々メディアとしては、石渡委員御自身の口から真意というか、お伺いをしたいなと思っていまして、先ほど事務局に伺ったら、なかなか、基本的には会見も委員長がされることで、なかなか難しいということだったんですけれども、それについて委員長のお考えはいかがでしょうか。

○山中委員長 委員会としてももう少し議論をしたいなというふうに思っておりますし、委員長としては今すぐ石渡委員に何かメディアの皆さんと接触していただくということは、議論をした後、何かお考えを述べていただくというほうがいいかなとは思っておりますけれども、当然石渡委員の御判断なので、石渡委員の御判断に任せたいというふうに思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。

一度目の御質問の方がいらっしゃらなければ、マサノさんで終わりにしたいと思います。マエムラさん、マサノさん、少しお待ちください。

マエムラさん、お願いします。

○記者 すみません、読売新聞のマエムラです。

先ほどの関連で、議題1の関連になるんですけれども、1週間時間を取るということで、今後の1週間についてちょっともう少し具体的に教えてほしいんですけど、先ほど委員長としては個別に委員に働きかけをしたことはないし、ということをおっしゃっておられたと思うんですけれども、具体的に石渡委員と誤解があるかもしれない部分であるとか、あるいはその議論を尽くさなければいけない部分であるとかというのは、それはどうやって判明させていくというか、分かり合っていく作業になるのですか。

○山中委員長 おそらく事務的には法案そのものの説明って、まだ詳しい法案の説明をしておりますので、そういった中で事務的に説明をしていただく部分というのはあろうかなと思いますし、技術的な部分でそういう説明で、次の委員会で議論をしていただくという素地はできるかなというふうに思っています。

○記者 そうすると、基本的にこの1週間の間で素地を作ってもらって、次の委員会でもまた議論をしてという、そういう感じになるということでしょうか。

○山中委員長 私自身、そういうふうに考えています。

○記者 分かりました。

あともう一点で、そのパブコメで反対意見がかなり多かったというところについて、どういうふうにしたらその反対意見の一定数については、例えば理解が促されるとか、あるいは考えが変わるというふうに思われておられますでしょうか。

○山中委員長 先ほどからお話をしていますように、その劣化というのは当然その年限がたてば進んでいきます。現状の案では、60年運転、プラス、運転していない期間という期間の劣化というのが当然上乘せされてくることになろうかと思えますけれども、現状でのその劣化評価、あるいは高経年化した原子力発電所に対する安全規制というものがどういうものにこれから技術的なものとしてなっていくのかということについて丁寧に説明をさせていただきたいと思えますし、当然、委員の間でも、例えば60年を超えた原子力発電所の規制についてどうあるべきかということについてはさらに議論をしていきたいと思えますし、その辺りについては丁寧に情報を発信していきたいというふうに思っています。

○司会 ほかにいかがでしょうか。一度目の御質問の方がいらっしゃらなければ。よろしいですか。

それでは、マサノさん。

○記者 何度もすみません、フリーランス、マサノです。

先ほど石渡委員の反対理由3点あるうちの2点目と3点目については質問がありました。1点目について伺います。

1点目は、科学的、技術的な新知見があって、それに基づいての法改正ではないと理解しているというのが石渡委員の反対意見でした。これについては何の誤解もないように

思うのですが、委員長は、これは認められますか。

○山中委員長 そこについても、連続した御意見だったろうと思います。

私が少し確認をその場でしたのは、令和2年7月29日の原子力規制委員会で、運転期間については政策的判断で行われるべきものであって、我々委員会として何か意見を述べるべき事柄ではないということをおっしゃったので、理解は得られたかなというふうに思っておりますけども、ただし、資源エネルギー庁が提案している40年、20年というのが現行の制度とどう異なっているのか、あるいは運転期間がどういうものになるのかということについて少し食い違いがあるなというふうに思いました。杉山委員が説明をされましたけれども、その点については少し食い違ったまま残ってしまったかなというふうに思いますので、来週改めて議論をしていきたいというふうに思っています。

○記者 伺ったのは立法事実についてだったのですが、そうすると、今、否定はされなかったもので、科学的、技術的な新知見があって、それに基づいての法改正ではないということについては反論されませんでしたので、見解のことをおっしゃいましたが、見解がもし立法事実だとすると、その見解はなぜ出てきたかということ、事業者が運転しなかった期間については延長してほしいという要望から始まっていますので、事業者側の要望による改正であるという、これが立法事実だということになりますが、それでよろしいでしょうか。

○山中委員長 そのようには解釈しておりません。10年間、いわゆる運転延長についての経験も積んで、審査実績も積んで、その上で様々な意見があって、運転期間についてどういったものだろうかというふうな検討を進めた。ただ、そのきっかけになったのは確かに事業者から出てきた運転期間について停止期間を除いてほしいという意見があって、それはできませんよ。ただ、運転期間については我々が判断できるものではないというそういう見解を令和2年にまとめさせていただいたという、そういう事実関係です。何も事業者に言われて、運転期間は我々は判断しませんという、そういう結論を導いたわけではございません。我々が大切な結論として導いたのは、高経年化した原子力発電所の安全規制は我々の任務ですと、そこについてはきちんと守っていきますという、そういう結論は同時にさせていただいたと思います。

○記者 筋が通っていないので、次の質問をさせていただきます。

委員長が先ほどお答えになりました安全かどうかといったことと、劣化が進むということはちょっと違うのだというふうにおっしゃったと思います。その意味が理解できないのですが、教えていただけますでしょうか。劣化が進むと、劣化は時間経過とともにあるわけですが、時間経過が進むと事故率は上がるという事実があります。ですので、安全かどうかと劣化が進むは、ちょっとどう違うのかが分からないので教えてください。

○山中委員長 劣化が、いわゆる使用年限が伸びれば、当然その劣化は進んでいきます。ただ、我々はある基準を設けて、その基準内であれば原子力発電所は安全に運転してい

ただけるものということ判断をしているということであって、何もその劣化が進んでいかなないということを我々が主張しているわけではありません。

- 記者 そうすると、劣化が進んでいるかどうか、進んでいないか、安全の範囲かどうかという審査が重要になると思うんですけども、そうすると先ほど毎日新聞の方がおっしゃっていた点と石渡委員がおっしゃっていた点が引かかるんですけども、要は運転期間という制限はとっばらいます。でも安全審査、高経年化の評価の仕方については、詳細なものは一切決まっていないと、今出てきている、今日石渡委員が反対された案は、たった12項目でべらっと書かれているだけで、何もこれだと安全性が確認できないんですけども、その点はどうお考えでしょうか。
- 山中委員長 まず、その運転期間については我々、意見を申し述べる立場にはないという、そういう見解を申し上げましたけれども、それは委員会で出た結論です。ただ、安全規制については我々の責任で行いますので、少なくともこれまでやっていた高経年化に対する評価項目というのは維持したままこれからの評価を行っていくと。少なくとも50年目までは、これまできちんと評価はできていると考えておりますので、特に何かルールを変更することはないというのは、これまで委員会の中でも合意が得られたものというふうに考えています。石渡委員にもその辺りはもう少し丁寧にお話をしないといけないことですし、議論をしていかなないといけないことだと思っています。
- 記者 すみません、本当に最後です。

今日のパブコメに対する回答のほうで、80年運転のライセンスを持つ原発もあるということが書かれているページがありました、63ページに。その80年運転のライセンスを持つのは米国でいうと6基あるという理解をしていますが、その代わり、6基のうち4基についてはその承認が取り消されています。原子力規制委員会が確認すべきことは、80年運転のライセンスがある原発があるということではなくて、例えばそのうち6基中4基がもう既にその承認が取り消された。それはなぜかということ調べる、そういったことも含まれると思いますが、当然そうされるという理解でよいでしょうか。
- 山中委員長 もちろん、私のあの案文に対しての答えというのは、少なくとも米国ではそういう高経年化した原子炉に対する評価の経験があるということで、その評価の経験は学びましょうという、そういう回答だったと理解をしておりますけど、それでよろしいですか。
- 金城原子力規制企画課長 補足しますと、金城のほうですけど、当然いろいろな状況の炉がありますので、そういったものも含めて、我々、学ぶところは学ぶし、新知見があれば検討していくといったことでもあります。ですので、基数は多分そういうこともあって明確には記してはいません。
- 記者 そうすると、承認が、80年ライセンスが取り消されたのはなぜかということも4基分きっちり調べるという理解でよろしいでしょうか。
- 金城原子力規制企画課長 金城のほうから答えさせていただきますと、技術的、科学的

な観点から何か着目すべきことということで上がってくれば、当然のことながら検討することになると思います。

あとすみません、ついでに、マサノさんの先ほどの質問、高浜の4の高経年化の件、よろしいですか。

いつの申請かがちょっと御質問では判然としなかったので、一応整理のためにさせていただきますと、40年目の高経年化、近々多分、今37歳なので来るとは思いますけど、まだこれは申請がされていなくて、我々もですから、申請されていない以上は見えていないんですけど、多分それのことではなくて、質問はですね。多分その前にあった30年目の高経年化のことかなと思います。

○記者 そうです。

○金城原子力規制企画課長 そちらのほうは我々、2015年に認可したものがありましたので調べてまいりましたと。

一応、高経年化をいろいろ評価するときには、機器全般を見て高経年化対策上、何か追加すべきものがあるかといった視点でいろいろ見ていきますので、そういった中では、原因かどうかは分かりませんが、制御棒の駆動機構も当然のことながら劣化する部分がありますので、それはどう見ていったらいいのかというのはその認可したものの中にもありました。

ただ、これは毎定検、私、先ほど申しましたけど通常のいろいろな定検の中で、一応制御棒の落下試験などをやっていて、その保全対応で十分だというような評価がなっていて、ですから、今のこの制御棒の駆動機構は定検、通常の保全活動の中で健全性が見られているといったことになります。ですので、もし原因究明、どこが原因かということはあるかと思えますけれども、もし保全ということになれば、現在の定検などの保全の中で何か足りなかったことがあったのかといったものは議論の対象になる可能性はありますが、これは先ほど申したように高経年化対策上、追加的にやることでは全くなくて、通常の定検の中でやっていることになるといったこととさせていただきます。

○記者 事実関係の確認ですけど、2022年11月17日までに終わっている劣化状況評価のことを言っているんですけども、30年目ということで、そういう理解で、共通理解でいいのでしょうかね。

○金城原子力規制企画課長 もう一度、年月をお願いします。

○記者 30年目の高経年化技術評価及び以降の運転データ等を踏まえ、計画的に評価を実施したもので、2021年5月19日から2022年11月17日までやったものとして、その4,200機器を確認したと聞いていますが、このことですか。

○金城原子力規制企画課長 そことの直接的な関連は分かりませんが、少なくとも2015年に認可した高経年化対策の中では、通常の定検などの保全で見るといったことで、定検の中で見られていますので、そういったものも含めてのものなのかどうか、そ

の2021年って最近のものでありますから、多分まだ40年目の申請も来ていないので、その申請はまだ受けていないで、この2021年5月のものがどういう形で確認されているのかというのは、ちょっと今のところ確認できませんね。あるとすると、多分現地の検査官が原子力規制検査の中で見るといったことはあると思いますけれども、少なくともそれを見たというような確認はしていません。

○記者 後で事実関係だけ細かくお願いします。

○司会 ほかに御質問はありますか。

それでは本日の会見、以上としたいと思います。ありがとうございました。

－ 了 －